

令和8年度 農業農村整備事業に係る地方財政措置の概要

目次

〈総務省公表資料〉令和8年度地方財政対策の概要（抄）	1
（防災・減災・国土強靱化緊急対策、緊急自然災害防止対策、農業構造転換集中対策、防災重点農業用ため池等）	
〈総務省公表資料〉令和8年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等について（抄）	5
農業構造転換集中対策（農地の大区画化等）に係る地方財政措置	6
防災重点農業用ため池の防災工事に係る地方財政措置の拡充	7
水利施設管理強化事業（特別型）による渇水対策に係る特別交付税措置	8
令和8年度 農業農村整備事業に係るガイドライン設定	9

令和8年4月
農林水産省 農村振興局

令和8年度地方財政対策の概要(通常収支分)

8 防災・減災対策の推進

- 自然災害の激甚化・頻発化に対応するため、地方団体が単独事業として実施する防災・減災、国土強靱化の取組を一層推進できるよう、「緊急防災・減災事業費」及び「緊急自然災害防止対策事業費」について、対象事業を拡充した上で、事業期間を令和12年度まで5年間延長
 - 「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づき推進が特に必要となる施策に係る国直轄・補助事業の地方負担について、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」と同様、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債又は補正予算債により措置
- ※ 対策の初年度(令和8年度)については、令和7年度補正予算により措置

15 農業構造転換集中対策への対応等

- 国民の生命や健康を支える食料安全保障の確保の観点から、食料・農業・農村基本法に基づく農業構造転換集中対策期間(令和11年度まで)において、国が別枠で予算を確保し、施策の充実強化を行うことを踏まえ、それに伴う地方負担について「農業構造転換集中対策事業債(仮称)」を創設
- 防災重点農業用ため池の防災工事に係る地方財政措置について、国営事業として実施する防災重点農業用ため池の防災工事を対象事業に追加した上で、事業期間を5年間延長

緊急防災・減災事業費及び緊急自然災害防止対策事業費の拡充・延長

- 自然災害の激甚化・頻発化に対応するため、地方団体が単独事業として実施する防災・減災、国土強靱化の取組を一層推進できるよう、「緊急防災・減災事業費」及び「緊急自然災害防止対策事業費」について、対象事業を拡充した上で、事業期間を令和12年度まで5年間延長

1. 緊急防災・減災事業費の対象事業の拡充等

- 指定避難所における避難者の生活環境改善（厨房設備、入浴設備、洗濯設備、災害対応車等）
 - 指定緊急避難場所における一時的な滞在のための防災東屋等及び防災コンテナの整備
 - 庁舎・消防庁舎における衛星通信システムの整備
- ※ 指定避難所の（空調整備を伴わない）断熱性確保のための工事（文部科学省の交付金等を活用して空調整備を行う場合を含む）について令和7年度事業債から対象に追加
- ※ 拠点避難地、避難路及び緊急消防援助隊の救助活動等拠点施設については対象施設を明確化



[キッチンカー（厨房設備）]



[防災コンテナ]

2. 緊急自然災害防止対策事業費の対象事業の拡充

- 橋梁について、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するために実施する以下の事業
 - ・ 橋梁（道路、農道及び林道）の除却
 - ※ 健全性の判定区分が「Ⅲ早期措置段階」又は「Ⅳ緊急措置段階」と診断された橋梁を対象
 - ※ 橋梁の除却に伴う付随する構造物の除却を含む
 - ・ 農道・林道橋梁の改修

3. 地方財政措置 地方債充当率100%、交付税措置率70%

4. 事業期間 令和8年度～令和12年度（5年間延長）

5. 事業費

緊急防災・減災事業費：5,000億円

緊急自然災害防止対策事業費：4,000億円

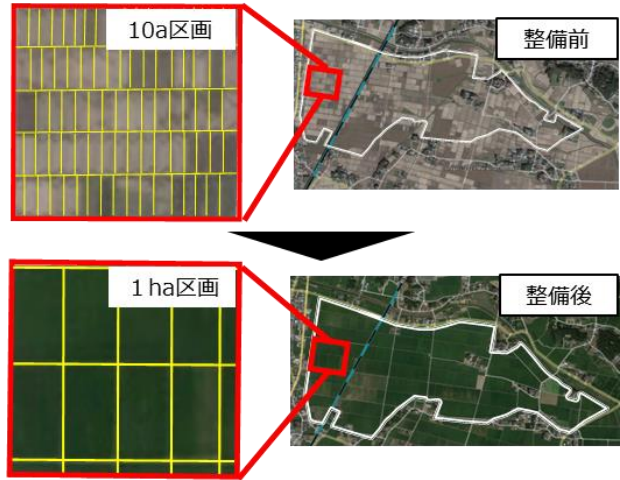
農業構造転換集中対策への対応等

- 国民の生命や健康を支える食料安全保障の確保の観点から、食料・農業・農村基本法に基づく農業構造転換集中対策期間(令和11年度まで)において、国が別枠で予算を確保し、施策の充実強化を行うことを踏まえ、それに伴う地方負担について「農業構造転換集中対策事業債(仮称)」を創設
- 防災重点農業用ため池の防災工事に係る地方財政措置について、対象事業を追加した上で、事業期間を5年間延長

1. 農業構造転換集中対策への対応

- (1) 対象事業
国が別枠で予算を確保して実施する以下の事業
 - ① 農業農村整備(農地の大区画化等)
 - ② 共同利用施設の再編集約・合理化
- (2) 地方財政措置(農業構造転換集中対策事業債(仮称))
地方債充当率:100% 交付税措置率:50%
- (3) 事業期間
農業構造転換集中対策期間(令和11年度まで)
- (4) 事業費(令和8年度)
760億円(地方負担額ベース153億円)

農地の大区画化のイメージ

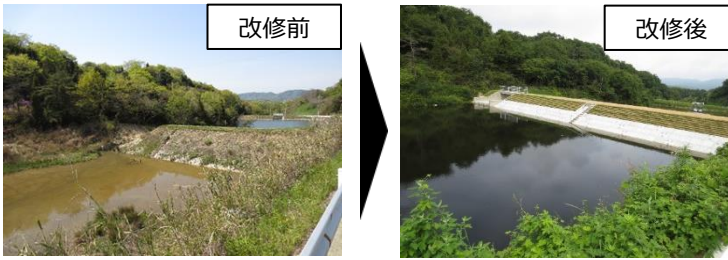


共同利用施設のイメージ



2. 防災重点農業用ため池の防災工事に係る地方財政措置の拡充・延長

- (1) 対象事業の追加
国営事業として実施する防災重点農業用ため池の防災工事
- (2) 地方財政措置(公共事業等債)
地方債充当率:90% 交付税措置率:50%
- (3) 事業期間
令和8年度～令和12年度(5年間延長)



防災重点農業用ため池の防災工事のイメージ

(参考)

<総務省公表資料>
令和8年度地方債計画(令和7年12月26日公表)

令和8年度地方債計画
(通常収支分と東日本大震災分の合計)

項 目	(単位: 億円、%)			
	令和8年度 計画額(A)	令和7年度 計画額(B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)×100
一 一般会計債				
1 公共事業等	15,765	15,908	△ 143	△ 0.9
2 公営住宅建設事業	1,091	1,110	△ 19	△ 1.7
3 災害復旧事業	1,128	1,128	0	0.0
4 教育・福祉施設等整備事業	6,726	5,723	1,003	17.5
(1) 学校教育施設等	3,143	2,670	473	17.7
(2) 社会福祉施設	365	367	△ 2	△ 0.5
(3) 一般廃棄物処理	1,989	1,603	386	24.1
(4) 一般補助施設等	692	546	146	26.7
(5) 施設(一般財源化分)	537	537	0	0.0
5 一般単独事業	28,127	26,626	1,501	5.6
(1) 一般	3,045	2,494	551	22.1
(2) 地域活性化	690	690	0	0.0
(3) 防災対策	871	871	0	0.0
(4) 地方道路等	3,921	3,221	700	21.7
(5) 旧合併特例	1,400	2,500	△ 1,100	△ 44.0
(6) 緊急防災・減災	5,000	5,000	0	0.0
(7) 公共施設等適正管理	4,500	4,500	0	0.0
(8) 緊急自然災害防止対策	4,000	4,000	0	0.0
(9) 緊急浚渫推進	1,100	1,100	0	0.0
(10) 脱炭素化推進	900	900	0	0.0
(11) こども・子育て支援	450	450	0	0.0
(12) デジタル活用推進	1,350	900	450	50.0
(13) 高等学校教育改革等推進	900	-	900	皆増
6 辺地及び過疎対策事業	6,700	6,490	210	3.2
(1) 辺地対策	600	590	10	1.7
(2) 過疎対策	6,100	5,900	200	3.4
7 公共用地先行取得等事業	345	345	0	0.0
8 行政改革推進	700	700	0	0.0
9 調整	100	100	0	0.0
計	60,682	58,130	2,552	4.4
二 公営企業債				
1 水道事業	7,916	7,342	574	7.8
2 工業用水道事業	398	420	△ 22	△ 5.2
3 交通事業	1,652	1,584	68	4.3
4 電気事業・ガス事業	173	260	△ 87	△ 33.5
5 港湾整備事業	634	618	16	2.6
6 病院事業・介護サービス事業	6,378	5,998	380	6.3
7 市場事業・と畜場事業	456	395	61	15.4
8 地域開発事業	991	1,346	△ 355	△ 26.4
9 下水道事業	15,374	13,918	1,456	10.5
10 観光その他事業	100	107	△ 7	△ 6.5
計	34,072	31,988	2,084	6.5
合 計	94,754	90,118	4,636	5.1

項 目		(単位: 億円、%)			
		令和8年度 計画額(A)	令和7年度 計画額(B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)×100
三 臨時財政対策債		0	0	0	0.0
四 退職手当債		-	800	△ 800	△ 100.0
五 国の予算等貸付金債		(140)	(177)	(△ 37)	(△ 20.9)
総 計		(140)	(177)	(△ 37)	(△ 20.9)
内 訳	普通会計分	61,458	59,631	1,827	3.1
	公営企業会計等分	33,296	31,287	2,009	6.4
資金区分					
公 的 資 金		40,308	38,776	1,532	4.0
財政融資資金		23,558	22,699	859	3.8
地方公共団体金融機構資金		16,750	16,077	673	4.2
(国の予算等貸付金)		(140)	(177)	(△ 37)	(△ 20.9)
民間等資金		54,446	52,142	2,304	4.4
市場公募		34,000	32,600	1,400	4.3
銀行等引受		20,446	19,542	904	4.6

その他同意等の見込まれる項目

- 第1次国土強靱化実施中期計画に基づき推進が特に必要となる施策に係る直轄事業及び補助事業の地方負担額に対して発行する防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債
- 地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補填債
- 公営企業の資金不足額が発生又は拡大することとなる場合において発行する令和6年能登半島地震減収対策企業債
- 財政再生団体が発行する再生振替特例債
- 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債
- 国の補正予算又は予備費に伴う補正予算債
- 東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債
- 東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する公営企業債
- 公営企業の事業区分において発行する震災減収対策企業債

(備 考)

国の予算等貸付金債の()書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

農業構造転換集中対策事業債については、一般補助施設整備等事業の内数である。

公営企業経営改善特例債については、一般事業の内数である。

第3 予算編成上の留意事項

第1、第2を踏まえ、ご留意いただきたい点は、以下のとおりである。

(中略)

7 防災・減災、国土強靱化については、令和8年度から令和12年度までを計画期間とする「第1次国土強靱化実施中期計画」(令和7年6月6日閣議決定。以下「実施中期計画」という。)に基づき推進が特に必要となる施策に係る直轄事業及び補助事業について、その地方負担を防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債又は補正予算債により措置することとしている。実施中期計画の1年目である令和8年度分については、令和7年度補正予算(第1号)(国費1兆9,159億円)を活用することとされており、その地方負担については、補正予算債(本省繰越された場合には防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債)により措置することとしている。

(中略)

9 地方公共団体が、実施中期計画と連携しつつ、地方単独事業として緊急に自然災害を防止するための社会基盤の整備に取り組んでいけるよう、「緊急自然災害防止対策事業費」について、老朽化した橋梁への対策を強化するため、農道・林道橋梁の改修に加え、新たに、健全性の判定区分が「Ⅲ早期是正段階」又は「Ⅳ緊急措置段階」と診断された橋梁(道路、農道及び林道)について、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するために実施する除却を対象事業に追加した上で、事業期間を令和12年度まで延長することとし、令和8年度は4,000億円(前年度同額)を計上することとしている。その地方負担については、全額地方債(緊急自然災害防止対策事業債)を充当できることとし、後年度の元利償還金に対する地方交付税措置については、公債費方式によりその70%を基準財政需要額に算入することとしている。

(中略)

12 防災重点農業用ため池の防災工事に係る地方財政措置(公共事業等債(元利償還金に対する地方交付税措置率を通常の22.2%から50%に引上げ))について、国営事業として実施する防災重点農業用ため池の防災工事を対象事業に追加した上で、事業期間を令和12年度まで延長することとしている。

14 国民の生命や健康を支える食料安全保障の観点から「食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律」(令和6年法律第44号)に基づく農業構造転換集中対策期間において、農業構造転換集中対策として国が別枠予算を確保し、施策の充実強化を行うことを踏まえ、それに伴う地方負担について、新たに地方財政措置を講ずることとしている。対象事業は、国が別枠で予算を確保して実施する以下の事業としている。

(1) 農業農村整備(農地の大区画化等)

(2) 共同利用施設の再編集約・合理化のうち以下の事業

① 新基本計画実装・農業構造転換支援事業

② 食肉流通構造高度化・輸出拡大施設整備事業

その地方負担については、全額地方債(農業構造転換集中対策事業債(仮称))により措置することとし、後年度の元利償還金に対する地方交付税措置については、その50%を基準財政需要額に算入することとしている。

なお、補正予算に計上される場合には、その地方負担を補正予算債(本省繰越された場合には農業構造転換集中対策事業債(仮称))により措置することとしている。

事業期間については、令和11年度までとしている。

(中略)

第4 通常収支分の歳入歳出

1 歳入

(中略)

(6) 地方債

地方債については、次の事項にご留意いただきたい。

(中略)

② 地方公共団体が、農業構造転換集中対策として国が別枠で予算を確保して実施する農業農村整備(農地の大区画化等)や共同利用施設の再編集約・合理化に取り組んでいけるよう、農業構造転換集中対策事業債(仮称)を創設することとし、一般補助施設整備等事業において153億円を見込んでいること。

(中略)

⑤ 令和8年度以降も、地方公共団体が、緊急に自然災害を防止するための社会基盤の整備に引き続き取り組んでいけるよう、緊急自然災害防止対策事業について、令和12年度まで延長するとともに対象事業を拡充することとし、4,000億円(前年度同額)を見込んでいること。

農業構造転換集中対策(農地の大区画化等)に係る地方財政措置

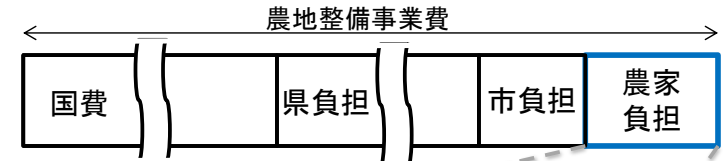
①国の構造転換集中対策(以下「国の構造転換対策」) 予算により実施する事業の起債措置を拡充

	地公体負担の起債充当率	地公体負担への交付税措置率
公共事業等債 (当初予算)	90% 地方公共団体負担の90%まで起債充当可能	20% 交付税措置(20%)
補正予算債[略称:補正債] (補正予算)	100% 地方公共団体負担の100%まで起債充当可能	50% 交付税措置(50%)
防災・減災・国土強靱化 緊急対策事業債[略称:強靱化債] (国土強靱化関係予算)		交付税措置(50%)
強靱化債と同様の措置	<ul style="list-style-type: none"> ● 翌年度繰越の扱い(国で繰り越し、翌年度に地方公共団体が交付決定を受けた場合) <ul style="list-style-type: none"> ・ 強靱化関係予算・・・起債充当率100%、交付税措置率50%が適用 ・ その他の事業・・・起債充当率 90%、交付税措置率20%となる(公共事業等債の扱いとなる) 	
農業構造転換集中対策事業債 [略称:構造転換債] (国の構造転換対策予算)	100% 地方公共団体負担の100%まで起債充当可能	50% 交付税措置(50%)
	● 翌年度繰越の扱いについても強靱化債同様	

②構造転換対策関連の新規制度に起債措置を適用

- 農業構造転換特別対策費の地公体負担に起債措置を適用

【イメージ】



【対策費により農家負担を国と地公体が負担】



対策費の地公体負担は起債可能

※ ガイドラインに定める標準的に負担すべき割合(農地整備事業の県・市ガイドライン比で設定)までが起債の対象

- 農業生産基盤情報通信環境整備事業の市町村負担に公共事業並みの起債措置を適用

【農業生産基盤情報通信環境整備事業の起債措置】

都道府県負担	公共事業等債(充当率90%、措置率20%)
市町村負担	[非公・土地改良事業] 一般補助施設整備等事業債(充当率90%、措置率20%) ※従来充当率75%、措置率0%であったところ、非公共の土地改良事業同様にガイドライン通知に位置付け。

※ 国の構造転換対策予算により実施する場合には都道府県負担、市町村負担いずれも農業構造転換集中対策事業債が適用

防災重点農業用ため池の防災工事に係る地方財政措置の拡充

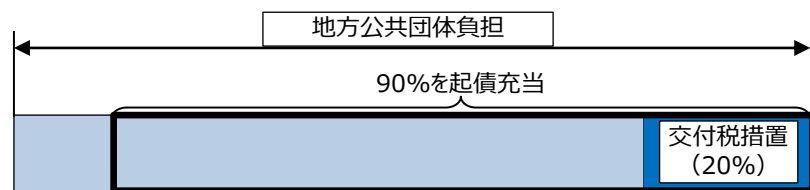
- 国土強靱化対策によらず実施する「防災重点農業用ため池緊急整備事業」に加え、「国営総合農地防災事業」での防災重点農業用ため池の防災工事につき、公共事業等債の交付税措置率を20%から45%に引き上げ(令和12年度まで)。
- 緊急自然災害防止対策事業債の対象事業の事業費要件の拡充(800万円から4,000万円未満)を継続。

国庫補助事業・国営事業

- **令和12年度までの間**、「防災重点農業用ため池緊急整備事業」(継続)、「**国営総合農地防災事業**」(**新規に対象に追加**)の防災工事の地方負担に対する交付税措置率を引上げ(20%→**45%**)
- 「防災・減災、国土強靱化実施中期計画」に位置付けられた防災重点農業用ため池について、防災・減災・国土強靱化対策事業債又は補正予算債(充当率100%、交付税措置率 50%)により措置

○通常の方財政措置

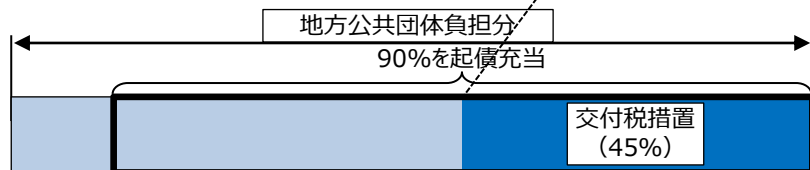
(充当率90%、地方負担に対する交付税措置率20%)



○地方財政措置の拡充を継続・対象事業を拡充

(充当率90%、地方負担に対する交付税措置率**45%**)

(地方債の元利償還金に対する繰入率50%)



New!

国営総合農地防災事業

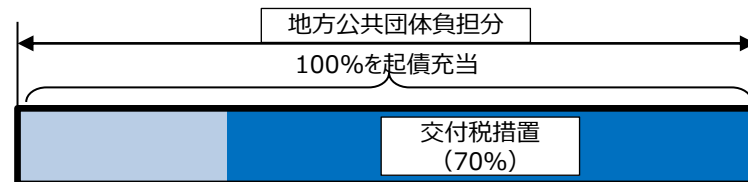
- ・防災重点農業用ため池緊急整備型及び
- ・防災重点農業用ため池緊急整備加速化対策 を本措置の対象に追加

地方単独事業

- 防災重点農業用ため池の整備については、「緊急自然災害防止対策事業」の対象事業費の要件の拡充(800万円未満から4,000万円未満)を継続

○緊急自然災害防止対策事業債

(充当率100%、地方負担に対する交付税措置率70%)



ため池堤体整備：施工前



ため池堤体整備：施工後



水利施設管理強化事業(特別型)による渇水対策に係る特別交付税措置

○ 令和8年度から、水利施設管理強化事業(特別型)による渇水対策の国庫補助残に係る地方公共団体の負担分について、特別交付税措置の対象(地公体負担額の1/2)。

● 水利施設管理強化事業(特別型)による渇水対策

〔事業実施主体〕: 都道府県又は市町村

〔国費率〕: 50%

〔渇水対策の支援内容〕

- ・渇水時のBCP等の計画策定に要する費用
- ・応急ポンプ等の調達費用、設置費用、運転費用
- ・番水等の水管理に要する賃金 等

番水による用水の反復利用



渇水用ポンプの利用



応急ポンプの設置・運転

給水車の利用

井戸の利用

● 水利施設管理強化事業(特別型)による渇水対策に係る特別交付税措置【都道府県・市町村、令和8年度～】

(国庫補助残を地方公共団体が全額負担するケース)

国庫補助(50%)

地方公共団体の負担(50%)



※各地方公共団体が総務省に報告する、特別交付税の算定に用いる基礎数値に基づき措置

令和8年度 農業農村整備事業に係るガイドライン設定

1 令和7年度補正予算で創設した新規制度に起債措置を適用

(1) 農業構造転換特別対策費（農業競争力強化農地整備事業）の創設

- 農業構造転換集中対策期間（令和7～11年度）において、農地の大区画化等を促進し、より一層の集積・集約化を推し進め、生産コストの低減を実現するため、「農業構造転換特別対策費」（以下「対策費」）を創設。
- ガイドライン…対策費については、国及び地方公共団体（都道府県・市町村）が農地整備事業に係る建設事業費の農家負担分を支援するものであることから、都道府県と市町村が負担すべき割合を、建設事業における両者の役割（費用）分担の比で設定する。

○対策費を活用する場合の農地整備事業のガイドライン
（都道府県営、内地、農地整備事業の国庫率50.0%の場合）

要件※1	国庫率※2	ガイドライン※3		【参考】 （農家）
		都道府県	市町村	
①	56.25%	32.0%	11.8%	(0.0%)
②	59.4%	30.0%	10.6%	(0.0%)
③	62.5%	27.5%	10.0%	(0.0%)

- ※1 要件①、②、③は右表のとおり
- ※2 国庫率には、対策費による国庫補助分が含まれている
- ※3 国庫率、都道府県・市町村のガイドラインの合計が100%とならない場合がある。

[対策費の要件]

		①	②	③
国費		定額（事業費の6.25%相当）	定額（事業費の9.4%相当）	定額（事業費の12.5%相当）
要件	平坦地 (傾斜1/100未満)	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 対象面積の1/2以上で1 ha以上区画に整備 ✓ 集積率85%以上、集約化率80%以上 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 対象面積の3/5以上で1 ha以上区画に整備 ✓ 集積率85%以上、集約化率80%以上 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 対象面積の2/3以上で1 ha以上区画に整備 ✓ 集積率85%以上、集約化率80%以上 ✓ 対象農地全てに農地中間管理権等を15年以上設定
	平坦地以外 (傾斜1/100以上)	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 対象面積の1/2以上で50a以上区画に整備 ✓ 集積率85%以上、集約化率90%以上 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 対象面積の3/5以上で50a以上区画に整備 ✓ 集積率85%以上、集約化率90%以上 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 対象面積の2/3以上で50a以上区画に整備 ✓ 集積率85%以上、集約化率90%以上 ✓ 対象農地全てに農地中間管理権等を15年以上設定
交付時期		基盤整備事業費と同時に	基盤整備事業費と同時に	農地中間管理権等の設定の確認後

(2) 農業生産基盤情報通信環境整備事業の創設

- 農業水利施設等の管理の省力化・高度化やスマート農業の実装を推進するとともに、地域活性化を促進するため、農村地域における情報通信環境の整備を支援する「農業生産基盤情報通信環境整備事業」を創設。
- ガイドライン…本事業の内容が、従来都道府県と市町村の負担割合の具体のガイドライン値を設定せず、地公体の実負担額を起債措置の対象とする農村生活環境の整備であることから、これらと同様の取扱いとする。

2 令和8年度当初予算の事業制度の拡充等に合わせたガイドライン設定等 (1/4)

(1) 国営かんがい排水事業（国営造成土地改良施設整備事業）

- 水管理施設の単独整備に係る採択期間を令和12年度まで延長するとともに、国営事業で造成した水管理施設と一体不可分な県営事業等で造成した水管理施設の更新を可能とする拡充。
- ガイドライン…国営かんがい排水事業において農業水利施設と合わせて水管理施設を更新する場合のガイドラインを適用。末端支配面積100ha以上（畑20ha以上）の場合は国庫率2/3等のガイドラインを、末端支配面積100ha未満（畑20ha未満）の場合は国庫率1/2等のガイドラインを適用。

○国営造成土地改良施設整備事業のガイドライン
（内地の場合）

末端支配面積	国庫率	ガイドライン		【参考】 （農家）
		都府県	市町村	
100ha以上（畑20ha以上）	2/3	19.4%	9.0%	(5.0%)
100ha未満（畑20ha未満）	50.0%	29.0%	14.0%	(7.0%)

(2) 国営かんがい排水事業及び水資源機構かんがい排水事業（使用されなくなった施設の撤去）

- 国営かんがい排水事業及び水資源機構かんがい排水事業における施設の廃止において、使用されなくなった施設を防災上の観点から撤去することを可能とする拡充。
- ガイドライン…防災上の観点で行う農業生産性の向上に直接つながらないものであり、農家負担を求めない防災ガイドラインを設定し、ガイドラインの値にかかわらず地方公共団体の実負担割合を起債措置の対象とする。

○国営及び水資源機構かんがい排水事業のガイドライン（内地の場合）

国庫率	ガイドライン		【参考】 （農家）
	都府県	市町村	
2/3	30.0%	3.4%	(0.0%)

(3) 国営かんがい排水事業（重要度・緊急性の高い施設）

- 国営かんがい排水事業（重要度・緊急性の高い施設）について、受益地が畑地帯の場合の末端支配面積要件を100haから20haに見直す。
- ガイドライン…既存メニューの要件を見直すものであり、従来と同じガイドラインを適用。

○国営かんがい排水事業のガイドライン（内地の場合）

国庫率	ガイドライン		【参考】 （農家）
	都府県	市町村	
2/3	22.0%	11.4%	(0.0%)

2 令和8年度当初予算の事業制度の拡充等に合わせたガイドライン設定等 (2/4)

(4) 国営かんがい排水事業（一体的に行う耐震化対策）及び農村地域防災減災事業（土地改良施設耐震対策）

- 耐震化対策の対象部分と構造上及び機能上一体不可分な部分の老朽化対策を、耐震化対策の一環として実施可能とする拡充。
- ガイドライン…既存メニューの事業対象を追加するものであり、従来と同じ耐震化対策のガイドラインを適用。

○国営かんがい排水事業（一体的に行う耐震化対策）のガイドライン
（内地の場合）

国庫率	ガイドライン		【参考】 （農家）
	都府県	市町村	
2/3	30.0%	3.4%	(0.0%)
70.0%	30.0%	0.0%	(0.0%)

○農村地域防災減災事業（土地改良施設耐震対策）のガイドライン
（内地、大規模、国庫率55%の場合）

国庫率	ガイドライン		【参考】 （農家）
	都府県	市町村	
55.0%	37.0%	8.0%	(0.0%)

(5) 国営総合農地防災事業（防災重点農業用ため池緊急整備加速化対策）

- 防災重点農業用ため池の防災工事を一層加速化させるため、国営土地改良事業と一体的に行う「防災重点農業用ため池緊急整備加速化対策」を創設。
- ガイドライン…
 - ・受益面積300ha以上：既存の国営農地防災事業（防重ため池緊急整備型）の施設規模であり同事業のガイドラインを適用。
 - ・受益面積300ha未満：補助事業の施設規模であり既存事業（防重ため池緊急整備事業）のガイドラインを適用。

○国営総合農地防災事業（防災重点農業用ため池緊急整備加速化対策）のガイドライン
（内地の場合）

受益面積	国庫率	ガイドライン		【参考】 （農家）
		都府県	市町村	
300ha以上	2/3	30.0%	3.4%	(0.0%)
300ha未満	55.0%	34.0%	11.0%	(0.0%)

2 令和8年度当初予算の事業制度の拡充等に合わせたガイドライン設定等 (3/4)

(6) 農業構造転換特別対策費（水利施設等保全高度化事業（農地集積促進型））の創設

- 農業構造転換集中対策期間（令和7～11年度）において、農地の大区画化等を促進し、より一層の集積・集約化を推し進め、生産コストの低減を実現するため、「農業構造転換特別対策費」（以下「対策費」）を創設。
- ガイドライン…対策費については、国及び地方公共団体（都道府県・市町村）が農地整備事業に係る建設事業費の農家負担分を支援するものであることから、都道府県と市町村が負担すべき割合を、建設事業における両者の役割（費用）分担の比で設定する。

[対策費の要件]

○対策費を活用する場合の農地集積促進型のガイドライン
（都道府県営、内地、農地集積促進型の国庫率50.0%の場合）

要件※1	国庫率※2	ガイドライン※3		【参考】 （農家）
		都府県	市町村	
①	56.25%	32.0%	11.8%	(0.0%)
②	59.4%	30.0%	10.6%	(0.0%)
③	62.5%	27.5%	10.0%	(0.0%)

- ※1 要件①、②、③は右表のとおり
- ※2 国庫率には、対策費による国庫補助分が含まれている
- ※3 国庫率、都道府県・市町村のガイドラインの合計が100%とならない場合がある。

		①	②	③
国費		定額（事業費の6.25%相当）	定額（事業費の9.4%相当）	定額（事業費の12.5%相当）
要件	平坦地 (傾斜1/100未満)	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 対象面積の1/2以上で1ha以上区画に整備 ✓ 集積率85%以上、集約化率80%以上 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 対象面積の3/5以上で1ha以上区画に整備 ✓ 集積率85%以上、集約化率80%以上 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 対象面積の2/3以上で1ha以上区画に整備 ✓ 集積率85%以上、集約化率80%以上 ✓ 対象農地全てに農地中間管理権等を15年以上設定
	平坦地以外 (傾斜1/100以上)	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 対象面積の1/2以上で50a以上区画に整備 ✓ 集積率85%以上、集約化率90%以上 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 対象面積の3/5以上で50a以上区画に整備 ✓ 集積率85%以上、集約化率90%以上 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 対象面積の2/3以上で50a以上区画に整備 ✓ 集積率85%以上、集約化率90%以上 ✓ 対象農地全てに農地中間管理権等を15年以上設定
交付時期		基盤整備事業費と同時	基盤整備事業費と同時	農地中間管理権等の設定の確認後

(7) 中山間地域農業農村総合整備事業及び農山漁村地域整備交付金（農村集落基盤再編・整備事業）

- 営農飲雑用水施設の更新において、災害時の早期機能確保が期待されるより小規模な用水システムを導入する場合に、戸数要件から「受益戸数10戸以上」を撤廃（「末端2戸以上の施設のみ対象」の要件は継続）。
- ガイドライン…既存の事業メニューの要件を見直すものであることから、従来と同じく、都道府県と市町村の負担割合の具体のガイドライン値を設定せず、地方公共団体の実負担割合を起債措置の対象とする。

2 令和8年度当初予算の事業制度の拡充等に合わせたガイドライン設定等

(4/4)

(8) 農村整備事業（農道・集落道整備事業）及び農山漁村地域整備交付金（通作条件整備）

- 農林水産省所管以外の、河川改修や道路整備に伴う補償で造成された農道橋及び農道トンネルの整備も事業の対象であることを明確化。
- ガイドライン…既存の事業メニューの事業対象の明確化及び事業要件の見直しであることから、従来と同様、都道府県と市町村の負担割合の具体のガイドライン値を設定せず、地公体の実負担額を起債措置の対象とする。

(9) 農山漁村地域整備交付金（歴史的施設保全事業）

- 対象施設に「世界かんがい施設遺産に登録された土地改良施設」を追加するとともに、「当該施設の適切な利用を図るための施設の整備」を追加。
- ガイドライン…追加する事業内容及び既存の事業内容が、既にガイドライン通知に位置付けている「地域用水環境整備事業（農山漁村地域整備交付金）」と同様であることから、同様に、都道府県と市町村の負担割合の具体のガイドライン値を設定せず、地公体の実負担額を起債措置の対象とする。

[その他] 調査・計画を行う事業の取扱の明確化

- 調査・計画等の経費については、地方債関係法令等において建設事業を実施するために直接必要なものは地方債の対象になり得るとされている一方、ガイドライン通知においては調査・計画等を行う事業に係る地方公共団体の標準的な負担割合に関する記載が無いため、これを明確化。
- ガイドライン…「調査・計画を行う事業（建設事業を実施するために直接必要と認められる場合に限る）の地方公共団体が負担すべき割合は、調査・計画を行う事業の国庫補助残を、当該建設事業における都道府県と市町村の負担すべき割合の比によって按分した割合とする」旨を注記に記載。